

令和7・8年度建設関連業務入札参加資格審査申請書提出要領

1 指名競争入札参加資格基準

(1) 資格要件

資格審査を受ける者は、次のいずれにも該当しなければならない。

- ア 申請しようとする業務に関し、法律上必要とする登録を受けていること。
- イ 申請日時時点で、営業年数が1年以上であること。
- ウ 申請日の直前2年以内の営業（事業）年度において、申請しようとする業種に、業務実績があること。

(2) 欠格要件

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- ア 契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 納税証明書の提出を要する税目に未納がある者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請している者
- オ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- カ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反している者
- キ 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行にあたり、故意に業務を粗雑にした者
 - (イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 提出書類

(1) 申請書

組合ホームページの競争入札参加資格審査申請受付システム（以下「受付システム」という。）より提出（以下「通常申請」という。）すること。

(2) 使用印鑑届兼委任状

(3) 納税証明書（写）

次の税について、該当する全ての証明書で、発行後3か月以内のものであること。

ア 国の税に係る証明書

消費税及び地方消費税、法人税並びに申告所得税について未納税額のないことの証明書

〔個人の場合〕 税務署で発行する証明書 その3の2

〔法人の場合〕 税務署で発行する証明書 その3の3

イ 奥州市又は金ケ崎町の税に係る証明書

(ア) 奥州市内に主たる営業所を有する者又は奥州市内に支店若しくは営業所を有する法人は、課税、非課税に関わらず提出のこと。

市税（法人市民税、個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）について、未納がないことの証明書又は納税証明書

(イ) 金ケ崎町内に主たる営業所を有する者又は金ケ崎町内に支店若しくは営業所を有する法人は、課税、非課税に関わらず提出のこと。

町税（法人町民税、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）について、未納がないことの証明書又は納税証明書

(4) 商業登記簿謄本（全部事項証明書）（写）又は身分証明書（写）

ア 〔法人の場合〕 商業登記簿謄本（全部事項証明書）（法務局で発行したもので、発行後3か月以内のものに限る。）

イ 〔個人の場合〕 身分証明書（本籍地の市区町村役場の戸籍担当課（で発行したもので、発行後3か月以内のものに限る。）

(5) 財務諸表

直近1営業年度の次の書類

ア 〔法人の場合〕 貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

イ 〔個人の場合〕 売上高及び自己資本額が確認できる書類（確定申告書及びこれに添付した貸借対照表の写し等）

(6) 営業に関する登録証明書（写）

ア 測量、建築関係建設コンサルタント等法律上必要とする登録等の証明書の写しで、発行後3か月以内のものであること。

イ 建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程による登録は、登録の通知の写しを提出すること。

(2)から(6)はPDFファイルとして受付システムの添付ファイルにアップロードしてください。

3 申請書の受付期間

令和6年11月1日（金）から令和6年11月29日（金）までの間で、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く日の午前8

時30分から午後9時までとする。

4 資格者名簿への登載

希望する業務の直近1営業年度における営業実績、財務状況、有資格技術者数等の客観的事項について行う審査の結果に基づき資格者名簿へ登載する。

5 資格者名簿に登載した場合の通知

資格者名簿に登載した場合は、その業務種別を通知する。

6 資格者名簿の有効期間

令和7年度及び令和8年度とする。ただし、次の名簿を作成するまでは有効とする。

7 提出書類記載事項の変更届

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、その都度変更の手続きを行うこと。

(1) 本社等の所在地、電話番号等を変更した場合

(2) 商号又は名称を変更した場合

(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名を変更した場合

(4) 受任者を変更した場合

(5) その他提出書類の記載事項に重大な変更があった場合

8 承継等による申請

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、承継申請書を提出すること。

(1) 個人から法人となり承継をした場合

(2) 個人事業主の死亡等により承継をした場合

(3) 法人が合併等により承継をした場合

9 その他

(1) 当該申請の有効期間内において、随時受付は行わない。

(2) 申請に関する問合せ先

奥州金ヶ崎行政事務組合 企画総務課財政係

電話 0197-24-5821

F A X 0197-24-5823

メール soumu@ok-gyousei.iwate.jp